慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「梨子盗難事件」と領事裁判権 : ペルー船マリア・ルス号スペイン人乗組員の処罰を巡って
Sub Title	"El caso del robo de peras" y jurisdiccion extraterritorial : en torno a la sentencia pronunciada a un tripulante espanol del barco peruano, Maria Luz en 1872
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.3/4 (1992. 3) ,p.177(401)- 191(415)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0177

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「梨子盗難事件」と領事裁判権

―ペルー船マリア・ルス号スペイン人乗組員の処罰を巡って―

柳田利夫

一　はじめに

一八七二年七月九日（以下特に断りのない限り西暦を用い、必要に応じて括弧内に旧暦を併記）に横浜に入港したマリア・ルス号をめぐる一連の出来事に関しては、乗船していた中国人苦力の取扱いをめぐる二つの訴訟事件、およびその後のペルー側外交団との交渉と日秘仮条約の締結、そしてロシア皇帝による最終的な裁定などの面にのみ主として注意が向けられてきた。しかしながら、中国人苦力をめぐる二つめの訴訟事件（船長側が移民契約違反の廉で乗客の中国人を告訴したもの）の審議とほぼ時を同じくして、新しく開設されたばかりの司法省直轄の神奈川裁判所において着任早々の西成度によって別のマリア・ルス号関係の事件が処理されていた。しかもその事件は展開如何では日本政府が当時懸案としていた条約改正交渉、就中領事裁判権の廃止交渉に重大な打撃を与え得るものであった。

二　「梨子盗難事件」

神奈川県庁の取扱いで行われたマリア・ルス号に関する最初の裁判によって、日本領海内での中国人乗客に対する不当な扱いを理由に有罪を宣告された同船船長ヘレイラは、裁判の過程で横浜に上陸してしまった中国人苦力の送還を県庁側に求めたが拒否されたため、一八七二年九月十日（八月八日）、代言人ディケンズを通じてまず中国人一名を告訴した。続いて同じディケンズは同日、マカオにおける中国人移民雇入れのエージェントであったスペイン人アルメロの代言人として、さらにもう一人

の中国人を告訴した。こうしてマカオで結ばれたペルーへの労働移民契約の中国人側の不履行を指摘し、マリア・ルス号への帰還と契約条項の遵守とを求める訴状が神奈川県庁に提出されたのである。[1] 太政官は既に九月七日（八月五日）付で、神奈川県に司法省直轄の裁判所設置を通告しており、[2] 本来であれば当然これらの訴訟は、新しい神奈川裁判所が担当する筈であった。しかしながら、マリア・ルス号に関する訴訟だけは従来通り神奈川県庁扱いとする旨の九月十二日（八月十日）付太政官からの通達が神奈川県権令大江卓に対して出されており、最初の中国人乗客に対する不等な取扱事件に引き続き、この件も神奈川県庁の扱いで裁判が行われる事になっていた。[3] ちなみに、同日、神奈川裁判所開設のため、司法権判事西成度・同権中検事大塚正男が派遣されるという通告が司法省の承諾を得た上で、外務省から各国公使に対してなされたが、[4] 翌十三日（八月十一日）、同趣旨の通達が神奈川県から各国領事館に対しても送付された。[5] そして即日、神奈川県庁内に神奈川裁判所は開設された。これら一連の通達は、「マリア・ルス号事件」の第二裁判の訴状が提出されて間もなくのことであった。

ここで取り上げる「梨子盗難事件」はその翌々日九月十五日（八月十三日）に起ったものである。まず、事件のあらましを、事件の翌日、十六日（八月十四日）付で出された第二区権区長阪原敬直が神奈川裁判所に提出した届書によって追ってみることにしたい。

「　　白露舩乗組
　　同国水夫
　　六人

右時（旧暦八月）十三日、（西暦九月十五日）夕第四字頃、右舩乗込之水夫十二三人程、居留地掃除方増田萬吉前ニ集合いたし、萬吉入口戸半分程〆置候處、六人程戸押明ケ罷越、人足世話方佐兵衛商法之為メ差置候梨子弐人ニテ七ツ程奪取候ニ付、佐兵衛家内之者賊ト声掛候ニ付、何レも往来江罷出高論いたし居候處、百三拾三番立番少邏卒川村秀春・保里保親罷越、取鎮ントいたし候処、大勢ニ押掛ラレ大争闘ニ罷成候場所へ久田見孝順馳来リ、三人江何レもナイフ振上ケ手向乱暴ニ組附候間、精々盡力いたし候得共多人数之儀ニ付遂ニ取押行届兼、最寄之立番江夫々注進ニ及ヒ追々馳集リ候内、外国人者逃去リ何江歟散乱いたし其中六人者百拾四番舘前ヨリ洋制少舩ニ乗組、堀川谷戸橋之

方江漕行候ニ付、早瀬光晴・塩沢半・赤松蔵三・木内秀茂・近藤武三郎、右五人谷戸橋英国病院下ニテ水夫九蔵所持之小船ニ乗組、保里保親・山口茂弥・林清猷・勝田實・三ツ井孝政も谷戸橋際より船ニ乗込都合二艘ニ而取巻キ、前書六人船中ニ於テ取押、夫より西波戸場江漕附上陸いたし屯所江召連御雇サーゼント江引渡申候、最取押候六人之内壱人舟中ニ於テ組合いたし候節、頭上少々打疵出血ニ及ヒ候、其他怪我人等無御座候、則萬吉寄子人足世話方佐兵衛届書相添御引渡申候以上

壬申　　第二区権区長
八月十四日　　阪原敬直印(6)」

結局、横浜に上陸したマリヤ・ルス号乗組員十二、三名のうち、実際に梨を盗んだ二名と、日本人に騒がれ騒動を起こした挙げ句、その二人とともに小舟で逃げ出した四人の乗組員都合六名が、谷戸橋近くで先回りした日本人邏卒たちに取り押さえられ、西波止場の屯所へ護送されたというのが盗難事件のあらましである。犯人達が屯所に届けられた翌日、前述の届書とともに、被害者である居留地掃除方増田万吉寄子人足世話方佐兵衛の取締役宛の上申書も提出された。単純な盗難事件であり、被害も梨七個だけであった。乗組員たちはナイフを手に立ち回りを演じたようであるが、邏卒側の乱暴な行為のためかえって乗組員の方が若干のけが人を出した程であった。この事件は、ごく普通の盗難事件であり、事実関係も明白であった。このような事件はごく日常的なものであり、居留地のような場所では特に起こりがちなことであった。また、外国人と日本人との間の訴訟事件の取扱いについても、司法省の指示は既にこの時期明確であった。条約締結国の人間であればそれぞれの国の領事に引き渡されるか、領事の依頼によって日本側が処罰する(7)。また条約「未済国」人の場合には、国律を以て処罰することになっていた(8)。

しかしながら、神奈川裁判所は、これだけ単純な事件に対する申し渡しに十三日をかけた。その間、水夫達は身柄を抱留され、九月二十七日（八月二十五日）に出された判決では、日本の律をそのまま適用して梨を盗んだロイスとアンダルースの二人に対して禁獄七十日、盗んだ梨を受け取ったウ井センテは同六十日、仲間を助けようとして日本人や邏卒たちともみ合い、一緒に逃亡して逮捕されたユアノー、アントニ、ショーセフペプスの三

人に対しては同二十日が申し渡された。もっとも、いずれも「酒興之上仕来ス趣ニモ相聞候間、宥恕ヲ以」ロイスとアンダルースは五両壱分、ウ井センテ四両弐分、その他の三人にはそれぞれ壱両弐分ずつの罰金が課せられることになった[9]。その罰金は一応船長から支払われた。

この申渡書が出されたのは、前述のように事件発生後十三日たった九月二十七日で、マリア・ルス号の中国人に対する訴訟の裁決が出された翌日の事であった[10]。

ところで、「太政類典」には、明治五年八月に「條約未濟國人犯罪處分方」に関して神奈川裁判所と司法省の間で若干の往復があったことが記録されている。

「神奈川裁判所ヨリ司法省へ伺五年八月

條約未濟國人犯罪ノ者懲役ニ該候テハ、御國人ト違ヒ取扱方不都合モ有之候間、右様ノ分ハ禁獄ニ換ヘ處断致シ、尤モ禁獄日数満限ニ不至本舩出帆致シ候様ノ儀有之節ハ、残日数贖罪ニ換ヘ本人ハ舩主等ヘ引渡シ不苦段此程伺濟ニ相成、然ル處當港ノ儀ハ條約未濟國人并支那人多人数共ノ内、酒興ノ上見世先ニ有之食等持去リ、或ハ小盗イタシ贓計壱両ニモ不充分数多有之、右様ノ分窃盗律ヲ以テ懲役五十日ノ日数禁獄ニ換ヘ候テハ苛酷ニ過キ可申哉ト存候ニ付、御雇英人ヒルヘ彼國處刑振問合候處、都テ小盗致シ候者ハ纔ノ日数入獄又ハ罰金取立候趣ト申聞候間、當裁判所ニ於テモ小盗ニテ金高壱両以下ノ分ハ、五十日禁獄日数ヲ以テ贖罪ニ換ヘ處断致シ、且壱両以上ノ盗ニ候テモ、全ク酒興ノ上風ト仕成候儀ニテ情実憫諒ノモノハ禁獄日数ノ内時宜ニヨリ実決贖罪ト日数割合或ハ全ク贖罪申付候様致シ度、至急御決議相成候様致シ度奉伺候也五年八月〇伺ノ通決定但シ卿検印ニテ別ニ憲指令書ナシ[11]」

ちなみに明治五年八月は、西暦では九月三日から十月二日にあたるが、ここで扱っている、「梨子盗難事件」の発生が九月十五日で裁決が九月二十七日であり、また、神奈川裁判所の司法省への伺いにある「酒興ノ上見世先ニ有之食等持去リ、或ハ小盗イタシ贓計壱両ニモ不充分数多有之」あるいは「壱両以上ノ盗ニ候テモ、全ク酒興ノ上風ト仕成候儀ニテ情実憫諒ノモノハ禁獄日数ノ内時宜ニヨリ実決贖罪ト日数割合或ハ全ク贖罪申付候様致シ度」といった文言および内容から、両者間にはかなり深い関係があったと考えられる。また、同時に神奈川県庁で進行中であった裁判の判決が出るまで、こちらの裁決

も差し置かれた可能性が高いようである。いずれにせよ、明治政府は神奈川県庁扱いによる「アリア・ルス号事件」と神奈川裁判所扱いの「梨子盗難事件」とを切り放しては考えられなかったはずである。

三　スペイン側の抗議

数日後、ジャパン・ヘラルド紙にこの「梨子盗難事件」が報道された。その記事には、同事件で勾留された水夫達の中に、スペイン人がおり、罰金を支払わなかったために投獄されたと書かれていた。[12] ペルーは条約未済国であるので、ペルー人が犯した犯罪には日本の裁判権が及んで当然であったが、スペインは正式に日本と外交条約を締結しており、領事裁判権を含む最恵国待遇を獲得していた。従って、神奈川裁判所がスペイン人を処罰したとなれば、明かな領事裁判権の侵害であった。

スペイン代理公使ティブルシオ・ロドリゲス・イ・ムニョスは十月四日、外務省に副島外務卿を訪れこの件につき抗議を申し入れ、事件の事実関係につき照会を求めた。

「九月二日（西暦十月四日）於本省外務卿西班牙國代理公使セムノスへ應接大意

一禮畢

代理公使并瑞典那耳回国代理被命候ニ付而者、先任同様御懇意相願候、扨是迄難願等申上候義無之候所、先日ジャパンヘラルト新聞紙中ニ、我國水夫六人果物盗取捕縛被致、西成度裁判罰金被申付候處不出候ニ付、入牢被申付候趣、右者私方へ何之報知も無之、如何之訳ニ御座候哉

当方へも末タ報知無之、御咄ニ而始て承リ候、夫者貴國人と不存ペルー人と見留所置致候義ニ可有之候

西成度取糺之節、西班牙人之旨申立候由、尤横浜取締役人取押候節、何国人ニ候哉承リ可申筈ニ候

早々神奈川縣へ問合可申候、併公法ニよれ者、西班牙人ニ候共ペルー舩ニ乗組舩長之指揮を受居候者ニ候ハハ、矢張ヘリー国人と見なし可申候

我国人ニ候得ハ、私方へ引受所置いたし度候、尤御咄ノ通ニ者有之間敷、假令者英國舩獨乙國の湊ニ着いたし、其船中ニ西班牙人も有之喧嘩いたし候節、其船ニ関係いたし候共、獨乙國ニ而之事なれ者、獨乙政府之所置を受可申候、尤一件は尚又本人とも篤ト承候積ニ御座候

委細相分リ候へ共、マルヤルツ船一件ニ付而者、別段貴國人とハ不見、矢張ヘリー國水夫と見なし居候
何分御問合可被下候、其上ニ而御相談仕べく候、幾日頃出省可仕哉
幾日ニ而も宜敷候
然らハ貴国六日ニ相願度候
承知いたし候[13]
畢」

外務省はこの会見後、即座に同件の調査を命じ、同日付で、宮本小一外務大丞と平井希昌外務少丞は横浜裁判所に対して事実関係の照会を行った。

「本日西班牙國公使出省、過日マリヤルツ舩水夫六人横濱ニ而菓もの盗取、捕押之上西中判事裁判入牢被申付候趣、新聞紙ニ有之、右六人之者は西班牙國人之申ニ候処、同國官吏江何とも報知無之、如何之訳ニ候哉之旨申立（以下削除部分『右者未タ報知不致候間、貴縣へ問合可致旨外務卿相答致れ候間、西班牙人と御承知之上ニ候哉、又ハマルヤル舩水夫と見なし所置被致候義ニ哉』）候ニ付而は右一件初發より之事情委細御取調早々御申越有之度候也[14]」

ところで、このスペイン代理公使と外務卿の会談が持たれた前日の十月三日（九月一日）に、マリア・ルス号の船長ヘレイラは寵愛していた中国人少女を連れてアメリカ郵船で香港に逃亡してしまっていた[15]。また、その後まもなく、マリア・ルス号の乗組員中確認できる唯一のスペイン人であった上級船員（一等航海士）アルカス[16]も日本を後にしていた。

結局、マリア・ルス号には十二人の乗組員だけが残された[17]。彼らは十月十二日にアメリカ側が同船の管理を申し出、日本政府から承認されるとその管轄下に置かれる事になったが、マリア・ルス号の管理を行うべく乗船したツラスクを脅迫し、解雇を要求した。このため、十一月十三日には十二人中、米国戦艦との雇用契約を求めて日本に残る事を決めた二名をのぞいて全員が香港へ出発した。この際、彼らの未払い給与清算のための報告書が作られたが、そこには、先払い金、月額給与、未払い給与分等と並んで、Jail fees という項目がみられる。罰金が課せられた乗組員は、未払い給与から罰金分が差し引かれた訳である。この表の数字や水夫の名前には、細か

なところには多くの矛盾や誤記がみられるが、それをまとめると次の表のようになる。(18)

name	rank	jail fees	wages/month
James Brown	carpenter	—	$25.00 香港行き
Luiz Robin	seaman	$5.00	$15.00 香港行き
José Raiz	storekeeper	—	$18.00 香港行き
Antonio Corniras	seaman	$1.50	$15.00 香港行き
Manuel Cordoz	seaman	—	$15.00 日本残留
Carlos Quadaro	seaman	—	$15.00 香港行き
Manuel Andovel	ord. sergeant	$5.00	$13.00 香港行き
Quan Asirero	ord. sergeant	$1.50	$13.00 香港行き
Quan Melino	ord. sergeant.	$5.00	$13.00 香港行き
Amasio Equardo	seaman	—	$15.00 日本残留
Jese Guteria	ord. sergeant	—	$13.00 香港行き
Quan Amisado	seaman?	—	$13.00 香港行き

ここで Jail fees を支払っている者は五人であるが、裁判の記録によれば、六名が罰金刑に処せられている。日本側の記録と照らし合わせて、なんとか比定できる者は、ロイズ=Luiz Robin（贖罪金五両壱分）、アンダルース=Manuel Andovel（贖罪金五両壱分）アントニ=Antonio Corniras（贖罪金壱両弐分）の三名であろう。他のウ井センテ（同金四両弐分）ユアノー（同壱両弐分）、ショーセフペプス（同壱両弐分）の三名は該当する名前がこの賃金一覧にはない。

一方、賃金表のほうに Jail fees. $5.00 として Quan Melion, $1.50 として Quan Asirero が上げられているが、それぞれウ井センテ、及びユアノーないしショーセフペプスに比定できるのであろうが、名前が余りにも違いすぎる。さらに、一覧には $1.50 は二名のみであるので、船長とともに逃亡したスペイン人航海士アルカスがこのどちらかであった可能性が高い。もっとも、彼が「マリア・ルス号事件」の第二裁判で証言を行ったのは九月二十日であり、「梨子盗難事件」に関与していれば当然九月二十日には獄中にあったはずで、別の裁判で証言したと考えるのは不自然かも知れない。しかしながら、「マリア・ルス号事件」の第二裁判の証言記録によって乗組員で証言を行った者の名前を見ると、このスペイン人航海士アルカスの他に、大工ジェームス・ブラウン、水夫アノエル、チリ人船室係セラノ、通訳フランシスコ・パウル・ハビエル、医師チュン・ピン・ヒンなどの名前が現れてくる。この中で、ジェームス・ブラウンとマノエ

ルは前述の表の名前に該当する者を見いだすことができる。そのうちマノエルに該当する者は Manuel Cordoz か、「梨子盗難事件」に関して jail fees として $5.00 が記録されているアンダルースのどちらかであったはずである。その証言も九月十九日に行われているので、もし後者であったとすれば、当然彼も獄中にあったことになる。(19) いずれにせよ、神奈川裁判所は神奈川県庁の中にあり、裁判は同じ場所で同時に進められていたはずである。従って、確証はないものの、スペイン人航海士アルカスこそが、スペイン側の主張する領事裁判権の侵害の事例となり得る人物であった。

四　神奈川裁判所の回答

十月六日午時一時半になって神奈川裁判所からの回答が外務省にもたらされた。その報告も、スペイン人の存在を積極的に証明するものではなかった。

「當港碇泊マルヤルツ舩水夫六人之者盗致シ入牢申付候趣新聞ニ記載候て、右六人之者者西班牙人ニ候處、何とも報知無之候者如何之訳ニ候哉之旨、同國公使ヨリ御省江申立候ニ付、右一件起發ヨリ委詳可申遣旨致承知候、右者去月十三日横濱居留地ニおいて、前書水夫共之内見世ニ差置ク梨子無代ニテ持去リ候途中邏卒見咎メ候處、一同手向いたし可逃去といたし候所、取押差出シ梨子賣ヨリモ梨子持去リ候段訴出候ニ付、始末吟味之上禁獄可申付處、何れも酒興之上仕成候儀ニ付贖罪申付、舩長ニモ其段申渡シ候儀ニテ、水夫共西班牙人之由者更ニ舩長ヨリ申立も無之、且白露国マルヤルツ舩ニ属シ居候水夫共之儀ニテ、白露ハ條約未濟之國ニ付我国律ヲ以テ所段いたし候儀ニテ、右贖罪金ハ舩長持参差出シ候事ニ有之、始終入牢申付候儀ハ一切無之候間、右之趣西班牙公使江御申述有之度、一件書類写相添へ此段御廻答申候也

壬申九月四日　神奈川
裁判所

外務省
御中

（貼紙）吟味中十三日ノ間入牢

（貼紙）此件舩長江相達贖罪金御出候迄之確證等之書類又ハ引合之顚末モ無之候昨今右舩長逃亡之上ハ何ヲ以可證哉(20)」

この十月六日（九月四日）付の神奈川裁判所からの回答書には、既に引用した九月十六日（八月十四日）付の阪原敬直の報告書の他に、「梨子盗難事件」にかかる次のような一件書類が添付されていた。

「　乍恐以書付御届奉申上候
居留地掃除方増田万吉寄子人足世話方佐兵衛奉申上候、時十三日夕第四字頃、外國人六人程罷越、入口戸押明ケ商法之為差置候梨子弐人ニテ七ツ程乱暴ニ持出シ候處御取締様　御取押ニ相成申候儀ニ付此御届ケ奉申上候以上

居留地掃除方
増田万吉寄子
世話方
佐兵衛印

明治五申年八月十四日

第二区
御取締
御役人衆中様」

「　申渡

白露国舩乗組
水夫
ロイス
アンダルース
ウ井センテ

其方共儀ロイス。アンタルース者居留地伴次郎見世に差置候梨子数七コ程無代ニ而持去り、ウ井センテ者右之内配分請る次第廻リ方役人聞咎ムル所相拒手向いたす始末、一同不届ニ付、ロイス　アンタルースハ禁獄七十日、ウ井センテ者六十日可申付処、いつれも酒興之上仕成ス趣ニも相聞ル間、宥恕ヲ以ロイス　アンタルース者贖罪金五両壱分つゝウ井センテ者同断金四両弐分申付ル

同舩乗組
水夫
ユアノー
アントニ
ショーセフペプス

其方共儀ロイス外一人無代ニ而梨子持去ルヲ見咎られ、役人へ手向いたす節國輩見捨かたく存ルとて助力いたし倶ニ廻リ方役人江手向致ス始末、一同不届ニ付禁獄二十日可申付処、いつれも酒興之上仕成ス趣ニも相聞ル間宥恕ヲ以贖罪金壱両弐分つゝ申付ル

居留地掃除方
増田萬吉寄子
伴次郎代参
女房
千代

其方義不埒之筋無之無構

白露国ハルク舩
舩長
リアルトヘレロ

右之通申渡ス間其旨ヲ存へし
右畢而

邏卒江
申渡

右申渡ス趣一同證文
申付ル
壬申八月

申渡

小邏卒
保重保親
川村秀春
林　清猷
間瀬光晴
久田見孝順

其方共儀、白露國舩乗組水夫共之内、居留地見世先ニ差置水菓子持去ルを見受相咎ムル處、沓或者小刀ヲ以相拒ミ、可逃去ト致スヲ追懸ケ船中ニ於テ取押差出ス、假令一同職掌ヲ尽スナレドモ、右水夫共捕縛いたす上ニも打擲いたしたる趣申立有之候、事実ニ候ハハ不相當之事ニ而候、尤確證無之事故、深く糺ニハ及ハサレトモ、総テ犯人捕縛之上ハ、手荒之取扱不致様相心得へし

壬申八月廿五日

（貼紙）此打擲なす
（貼紙）三人以上ノ申立タリモ
確證ニナラ□[21]」

結局、神奈川裁判所からの提出書類では、スペイン人の存在は確認できず、梨子盗難事件に関与した水夫達六名に対し、前述のように禁獄七十、六十、ないし二十日に替え、それぞれ贖罪金五両、四両弐分、壱両が申し渡された点、及び犯人逮捕の際邏卒側に過剰な振舞いがあ

り、以後犯人逮捕の際に手荒な扱いをしないように申し渡された点が確認できたに留まった。

これを受けて、外務省側は翌日、神奈川裁判所からの回答書を添付した上で、スペイン代理公使に向けて書簡を送り、次のように報告した。

「(罫紙欄外) 壬申九月五日達ス
壬申九月五日写
卿(印)　議判(印)　公書課(印)
上略
横濱裁判所於て貴國人を入牢せしめ候趣、過日閣下御出省御申聞ニ付、其情実司法省江及問合候處、別紙之通返答申越候間、委細者右ニ而御諒解有之度(以下削除部分『一体、右者何等之證言御聞込御談示有之候義□落意いたし難き事ニ』)候敬具
年　月　日　卿
西班牙代理公使閣下
別紙トハ壬申九月四日付神奈川裁判所ヨリノ来翰ヲ言其綴込ニ付テ見ルベシ」(22)

今のところ、この書簡を受け取ったスペイン側のとった反応について知ることはできないが、マドリードのスペイン外務省文書館に現存する日本発信外交書簡中には、全く関係史料を見いだすことはできず、スペイン側が以後もこの件に拘泥し、外交交渉を続けた形跡は見あたらない。(23)

五　むすび

条約改正を一つの大きな目的として派遣された岩倉使節一行の日本出発後に生じた著名なマリア・ルス号事件は、ペルー一国のみならず、スペイン、イギリス、アメリカ合衆国そしてロシアをも巻き込む国際問題にまで発展した中国人苦力にかかわる問題ばかりでなく、治外法権を巡る重大な外交問題をスペインとの間にも惹起する可能性のあった事件をもその裏面に引き起こしていたのである。日本政府にとっては幸いに、またペルーを含む中南米諸国との戦争のため断絶状態にあった外交関係の正常化を一つの目的として「マリア・ルス号事件」に積極的に関与しながらも失敗し、別の道をアメリカ側のデ・ロング共々模索していたスペイン側(24)としては不幸なことに、日本官憲によって逮捕され処罰されたと思われ

るスペイン人が既に国外に逃亡しており、確定することができなかったため[25]、単なる「条約未済国人」による一盗難事件として処理されるというあっけない幕切れとなったのである。しかしながら、スペイン側が副島種臣外務卿との会談の席で「尤一件は尚又本人とも篤ト承候積ニ御座候」と暗に圧力を加えたように、万一日本側により処罰されたスペイン人がスペイン側によって確定され、事情聴取が行われていれば、いわゆる「マリア・ルス号事件」に勝るとも劣らない国際問題に発展する可能性を秘めていたといえよう。しかも、それは明治政府の悲願である条約改正に大きな影響を与え得るものであったのである。

註

（1）外務省編『日本外交文書』第五巻一九五五年　四七九～四八三、四八七～四九二頁。二二九・二三五～二三七文書

（2）石井良助編『太政官日誌』第六巻一九八一年　一四六頁

（3）『日本外交文書』第五巻　四九三頁。二三八文書「今般其縣之裁判所被置候得共白露國船裁判の儀は是迄の通可致取扱事」

（4）外務省外交史料館・外務省記録3―12―2「横浜裁判所創設ニ付慶應三年所定ノ同港居留地取締約定第四條改正一件」第四十一号文書

「申八月十日達

各国公使へ之書翰

以手紙啓上致し候然者今般神奈川縣へ更ニ裁判所設置せられ司法権判事西成度同中検事大塚正男出張明十一日より従来神奈川縣於而取扱居候訴訟獄之事務引請候間御心得之ため此段可得貴意如此御座候以上

明治五年壬申八月十日

外務卿副島種臣

各国公使

姓名　閣下」

（5）神奈川県立図書館編『神奈川県史料』第六巻一九七〇年　三五四頁

「裁判所設置ノ儀ニ付各国領事へ報知書以書翰致啓達候然ハ当県庁聴訟断獄ノ儀是迄拙者取扱罷在候処今般当県へ裁判所ヲ被置司法権中判事西成度出張相成今十一日ヨリ聴訟断獄ニ関渉候事件ハ一切同人へ御引会相成度尤右事務取扱候場所ハ是迄ノ当県庁中ヲ当分相用ヒ候且接対ノ儀ハ拙者同様ニ御懇親被下度右ノ趣及御掛合候以上

壬申八月　　神奈川県権令大江卓

各国領事

貴下」

（6）外務省記録3-6-3-12「條約未濟秘露国風帆船マリヤルーヅ號清国拐民攬載横浜入港ニ付處置一件」第三巻第五四号文書付属書

(7) 国立公文書館「太政類典」第二編第三百四十七巻治罪
一　八十五文書
「九月　四年（印）
本邦人ト條約濟各國人トノ間ニ起ル事件糺弾罰シ方手續
司法省
是迄□御條約濟各國人トノ間悪事相働候者吟味□
方ノ儀ハ於各國モ其所置聊相違モ有之候ヘ共此節當省於
テ裁判相成候ニ就テハ御條約面ニ従ヒ所断可致ハ勿論ノ
儀ト被存候然ル處是迄鞫獄中ニ各公使ノ内乞求ニヨッテ
打合彼レ異論無之候ヘハ断刑ニ及シ候分モ有之候處右ニ
テハ御條約面ニ相振レ候哉ニモ被存且各国取計方區々ニ
テハ不都合ニ付以後ハ鞫獄断相濟候上彼レヘ相達シ候手
續ニ可取極哉或ハ仕来ノ通据置可申哉右両條ノ内取計方
御議定相成度奉存候九月十九日司法
指令（綱）
仕来之通可据置事」
(8) 国立公文書館「公文類聚」明治三年八月　五二文書
「在留支那人其他條約未濟國人犯罪我国律ヲ以處断
井関神奈川縣権知事伺刑部省宛
支那人並條約未濟國ノモノ當地在留中盗其外悪事之有候
節差押吟味仕置等取計方ノ儀ハ西洋千八百六十七年第十
一月中舊政府ト外国公使トノ間ニ取結有之候居留地取締
約書中第四ケ條別紙ノ趣意ニ基キ右吟味ノ節各国岡士為
立會罪状相糺御國律ニ見合死刑以上ニ見込候モノハ御仕
置ノ儀御國人同様伺ノ上取計死刑以下ノ分モ御國人同様
ノ律ヲ以テ手限ニテ御咎等申付尤難決分ハ其時々相伺候
積ニ有之右ニテ可然哉條約未濟國ノモノ御仕置等申付方
兼テノ伺濟無之候間相伺候外國関係ノ儀ニ付外務省御合
議ノ上至急御差圖有之候様致度此段奉伺候以上三年七月廿
六日
刑部省付紙
可為伺通事
但外務省ヘモ合議致候處異存無之候事」
(9) 註（21）本文引用史料
(10) この同じ日に米公使デ・ロングは国務長官宛に書簡を
送付し、副島種臣外務卿が、カヤルティー号事件の処理
をめぐる外交交渉の中で既に日本側から認められていた
にもかかわらず、マリア・ルス号事件の際にはそれを認
めようとしなかった日本駐箚米国公使によるペルー権益
代理権が二十三日に承認されたことを伝えている。Pap-
ers relating to the foreing relations of the United States...,
1873, Washington, pp. 525-527 以後アメリカ公使デ・ロ
ングとスペイン公使ティブルシオ・ロドリゲスとは協力
しながらペルー側に立って日本政府との外交交渉を続け
ていった。(Ibid., pp. 532-533 参照)
(11) 「太政類典」第二編第三百四十七巻八十六文書
(12) 註（13）本文引用史料
(13) 外務省記録3-6-3-12第三巻　五二号文書
(14) 同　五三号文書
(15) 『日本外交文書』第五巻　五一九～五二四頁、二五
一・二五三・二五五文書
「今般右小女取戻方御達ニ基キ本月二日邏卒數名同船ヘ差

遣取調候處其前日船長ヘレロー既ニ右小女ヲ携ヘ米國郵船ヘ乗組出帆致候趣ニ付尚再應遂探索候處右ニ相違無之ニ付…」（五一七頁）

「秘魯國マリヤルズ船の義船長并一等士官逃去船ノ取扱方困却いたし候…」（五二三頁）なお、日本側には、船長が逃亡して「事件」がなし崩し的に終結する事を望む意見も早くからあったようである。八月十四日（七月十一日）付の大江卓の副島外務卿宛書簡（二〇五文書）に付けられた下げ札には船長の帰国希望に関して「吟味の次第有之差止置候以上は吟味濟無之内は出立は難許然れとも若し逃れ去るならは強て止るにも及ふましとの論にて兎に角明日迄差延置へしと電信にて神奈川縣へ通し置　七月十一日」（四四二頁）と記されている。

(16) 外務省記録3-6-3-12第八巻「秘露マリヤルヅ舩裁判略記」「船長ヘレロー逃走せし後続ひて第一等船官も亦た右船を棄て出発せり」

九月二十日付ジャパン・ガセット紙所収裁判記録（Papers relating to the foreing relations of the United States…, pp. 541-542）

(17) この他にインド人水夫シェリィーが病気のためマリア・ルス号横浜入港後、英国病院に収容されていた。外務省記録3-6-3-12第五巻、一八七四年一月二日付ペルー領事オスカル・ヘーレンの上野外務小輔宛書簡、一八七四年三月二十五日ペルー領事テ・グレネットの寺島宗則外務卿宛書簡

(18) Papers relating to the foreing relations of the United States…, pp.559　十一月二十一日付デ・ロングの国務長官フィッシュ宛書簡付属書三（Portage bill of the Maria Luz, from May 26, 1872, up to October 30, 1872.）なお、この史料では、氏名の表記に多くの差違が見られる他、チリ人船室係セラノや通訳フランシスコ・パウル・ハビエル、中国人医師チュン・ピン・ヒンなどの名前は現われてこない。

(19) Ibid., pp. 533-551　付属書一二

(20) 外務省記録3-6-3-12第三巻第五四号文書

(21) 同第五四号文書添付書

(22) 同第五五号文書

(23) 外務省記録3-6-3-12第七巻、一八七六年二月一五日付スペイン公使マリアノ・アルバレスの寺島宗則外務卿宛マリア・ルス船一件顛末書の受取書

(24) 拙稿「スペイン外務省文書館所蔵日本関係文書について　マリア・ルス号に関する一史料の紹介」（『史学』59-4所収）

(25) 註（22）本文引用の外務卿の西班牙代理公使宛書簡の削除部分から外務省側はスペイン側が確証もなく抗議してきたことを批判しようとしていた事が分る。既に船長と共に問題のスペイン人一等航海士が日本から逃亡してしまっていることをスペイン側の抗議のあった日に知った外務省側は、このような形でスペイン側へ一矢を報いようとしたのかも知れない。しかし、既に述べたように日本側はスペイン人一等航海士を処罰し、領事裁判権を犯していた。このために、外務省側は不必要な刺激を与

えないためにこの部分を削除したようである。

本稿は、一九九〇年度に大学院の国史特殊講義の一部として、講義と史料演習を行う中でまとめたもので、利用した史料の多くについては参加者と解読について討議を行った。また、修士課程在学中の赤木妙子氏からは史料の解読その他で多くの教示を受けた。